

第 8 号議案

蒲郡市休日保育及び一時預かり事業の実施に関する条例の制定について

蒲郡市休日保育及び一時預かり事業の実施に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成 27 年 2 月 25 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市休日保育及び一時預かり事業の実施に関する条例

別紙のとおり

提案理由

市が実施する休日保育及び一時預かり事業について、必要な事項を定めるため提案する。

蒲郡市休日保育及び一時預かり事業の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、保護者の子育てと就労の両立を支援し、休日又は一時的に保育を必要とする児童の健全な育成を図るため、保育所（蒲郡市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第29号）第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。）における休日保育及び一時預かり事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休日保育の実施)

第2条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施の対象となる児童の保護者が、労働又は疾病その他の事由により日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日においても当該児童を保育することができないと認められるときは、市長が別に定めるところにより、保育所において休日保育を実施するものとする。

(休日保育利用料の徴収)

第3条 市長は、前条の規定により、休日保育を利用した児童の保護者から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき市が定める利用者負担額を勘案して、市長が別に定める休日保育利用料を徴収する。

(一時預かり事業の実施)

第4条 市長は、児童の保護者が家庭において一時的に当該児童を保育することができないと認められるときは、市長が別に定めるところにより、保育所において児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を実施するものとする。

(一時預かり事業利用料の徴収)

第5条 市長は、前条の規定により、一時預かり事業を利用した児童の保護者から、子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額を勘案して、市長が別に定める一時預かり事業利用料を徴収する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、休日保育及び一時預かり事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(蒲郡市保育の実施に関する条例の廃止等)
- 2 蒲郡市保育の実施に関する条例(昭和62年蒲郡市条例第6号)は、廃止する。
ただし、廃止前の蒲郡市保育の実施に関する条例の規定により徴収する休日保育
利用料、一時保育利用料及び特定保育利用料については、なお従前の例による。